

すもと就農3か条

もくじ

1. この資料の目的	2
2. すもと就農3か条(大原則!)	
① お金が無いと話にならない	3
② 地域活動への参加は必須	4
③ 決意と計画性を持つべし	5
3. 就農までの流れ	6
4. 農業との関わり方	7
5. 農家の生活	8
6. 地域活動の一年	9
7. 農地の貸借・売買	10
8. 販路別の強みと弱み	11
9. 役立つ資格	12
10. 保険や補償、年金制度	13
11. 洲本市の農業経営モデル	(別冊)
12. 地図で見る洲本市の営農環境	(別冊)
13. 就農に利用できる制度集	(別冊)

この資料の目的

農業への期待

その魅力的な環境に惹かれて、「淡路島で農業をしたい」という相談は以前から多く頂いておりましたが、2020年の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、“田舎暮らし”や“食の大切さ”が改めて意識されるようになったのか、以前よりもその相談件数は多くなってきました。

洲本市でも、他の地方と同様、農家の高齢化や減少によって耕作されない土地も増えてきていますので、そうした就農希望者が淡路島・洲本市に目を向けてもらうのは、大変ありがたいと考えています。

私たちも、そうした方々を最大限サポートして、出来るだけ多くの方々に就農して頂きたいと思っていました...

イメージと現実

しかし、実際には農業に対して抱いている“イメージ”と“現実”との間にギャップがあるようで、相談をお受けしていても、途中で相談者と連絡が取れなくなるケースが多々あります。

就農をサポートしたいと思っている行政などの支援機関側も、人手が不足しているため、イメージギャップを持たれた方々が増えてくると、その対応に追われてしまい、結果的に農業を始めたばかりの方や就農する可能性が高い方をしっかりサポートできない...そんな悪循環に陥っていることに気がきました。

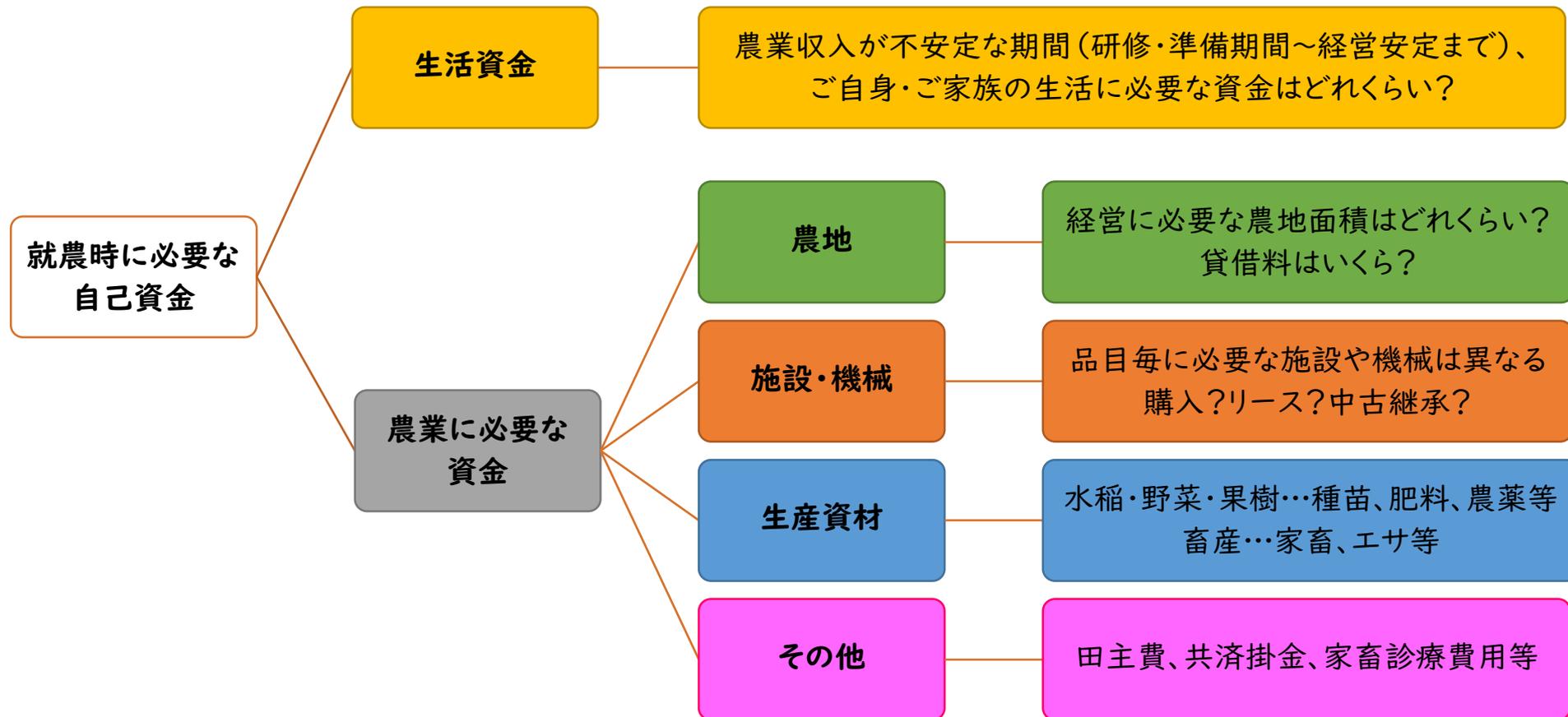
課題解決のために

そこで、良いところばかりをPRするのではなく、就農を考え始めた方へ、可能な限り現実をお伝えし、できるだけイメージギャップを減らした状態で、就農相談に来ていただきたいと思い、この資料を作りました。

淡路島・洲本で農業を始めたいという方は、まず「すもと就農3か条」を一読してください。それでも「農業がしたい」、「洲本市での就農を考えている」場合は、ご連絡ください。

すもと就農3か条 - ①お金の無いと話にならない

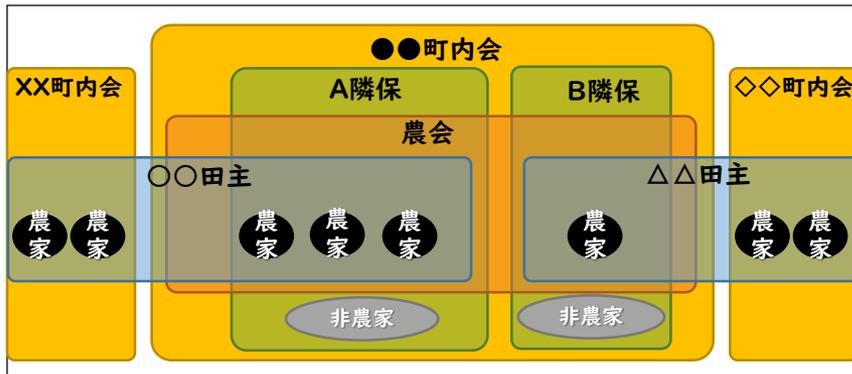
- 「農業をするために、仕事を辞めて移住してきました!」これは勘弁してください。農業はいきなり始められません。
- 就農するまでの研修・準備期間(2年程度)と、就農してから経営が軌道に乗るまでの期間(2~3年)は、農業収入だけで生計を立てるのは、不可能と覚悟してください。
- 就農したいと思うなら、自己資金として以下のお金を用意してから来てください。もしも今の仕事が継続可能なら、仕事をしながら研修・準備をするのも1つの手です。



すもと就農3か条 – ②地域活動への参加は必須

- 田舎は、自分勝手にスローライフを送れる場所ではありません。
- 地域活動への参加無くして、農業はできないものと心得ましょう。

- 農業には水が必須です。
- 水が少ない淡路島では、旧来、ため池を作り、「田主」と呼ばれる地域の組織で管理し、守って^{たず}きました。水はみんなで使うものです。
- 農業をしていくためには、この田主に参加し、協力して草刈りや水路の泥上げ、ため池のかいぼり等していく必要があります。
- ため池の数だけ田主もあるので、管理する農地が増えれば、関わる田主も増えていくでしょう。



- 町内会や田主とは別に「農会」というものが集落ごとにあります。また、町内会は、更に小さい「隣保」という単位が集まってできています。
- 市役所からの農業関連施策のお知らせや、災害時の市役所への報告等は農会を通じて行われています。
- また、地域によっても違いがありますが、町内会には、老人会・子供会・青年団・消防団・祭礼団などの組織もあります。

- 地域の大きな課題の1つに、近年増加の一途である、シカ、イノシシ等の野生動物による農作物被害があります。それらの被害への最大の対策は、野生動物が寄り付きにくい環境を整備し、田畑に入り込まないように、集落を金網柵で囲ったり、田畑を電気柵で囲わなければなりません。
- そういった獣害対策は、少なくとも集落単位で面的に取り組んでいかなければ効果はありませんし、洲本市から支援する際も、集落単位での取組を必須条件としています。



すもと就農3か条 - ③決意と計画性を持つべし

- 農業を甘くみてはいけません。
- 収穫直前に台風やイノシシによる被害で収入がゼロになったり、肥料や家畜のエサのような生産に必要な資材は、ほとんどが輸入に頼っているの、世界情勢によって価格が変動しますが、だからと言って販売価格に転嫁するのは容易ではなかったり...とにかく大変な仕事です。

決意

しかし、だからこそ、収穫は他には代えがたい喜びがありますし、人の命を支える仕事でもあります。

そして、自然災害による被害を最小限に抑えたり、地域の文化を継承したり、また、健全な農業は、生き物たちに豊かな自然環境を提供することもできます。



「どんなに大変でも、農業をしながら生きていきたい」強い決意を持った人を、私たちは一丸となって応援します。

計画性

その決意を实らせるには、根性とか技術だけではなく、計画性を持つことが大切です。

計画をするうえで考えなければいけないことは、山のようにあります。

- 日々の生活と将来の出費に備えて、何をどれくらい作って、いくらで誰に売って、どのくらい稼ぐのか
- そのためにはどのくらいの農地や施設・機械が必要で、どうやって準備をするのか
- 生産に必要な資材はどのくらいの経費がかかるのか
- 年間どれだけの人数で働いて、いくらの人件費を払って農業をするのか
- 万が一、収穫できなかった場合はどうするのか

そうした営農に関する計画を立てるには、県の農業改良普及センターのような指導機関を始めとして、JAのような組合組織、先輩農家などに相談しましょう。

就農までの流れ

相談

- ・ 農業体験や研修先を探している場合は、まず市役所や農業改良普及センターに相談をしましょう。

体験

- ・ 研修先を選びたい場合や簡単な農業体験をしてみたい場合は、短期の農業体験をしてみましょう。

研修

- ・ 就農に向けて、農業技術を習得するために、2年間は農家の下で研修をしましょう。
- ・ 研修先にもよりますが、無給の場合と有給の場合（雇用就農を兼ねた研修）があります。

就農準備

- ・ 研修期間中に、就農に向けた準備も並行して進めましょう。農地・施設・機械など、準備することは山ほどあります。

就農

- ・ 独立就農の場合、経営確立するまで2～3年間かかるとして、その間は農業収入だけで生計を立てられないでしょう。
- ・ 雇用就農の場合、給料という安定収入はありますが、洲本市では雇用できる経営体が多くありません。

農業との関わり方

- 農業と一口にいても関わり方は様々です。ご自身の状況や考え方に合わせた関わり方を考えましょう。大別すると以下の4つに分かれますが、農業をしながら関わり方を変えることも選択肢です。

	農業だけで生活	別の仕事をしながら農業もして生活
経営者として働く(起業)	<p>独立就農 × 専業農家</p> <p>農業経営に関する全てを自分の裁量で決められる一方、農地管理や資金繰り等の様々な責任を負う最もハードルの高い関わり方です。</p> <p>【イメージ】</p> <p>次ページ 「農家の生活」を参照</p>	<p>独立就農 × 兼業農家</p> <p>農業に掛けられる時間には制限がかかるので、各種支援が手厚い認定農業者にはなりにくいですが、農業経営が不安定でも一定の収入が得られる関わり方です。</p> <p>【イメージ】</p> <p>これまでの仕事を継続しつつも、リモートワークやフレックスタイムを利用しながら、農業生産活動を行う。</p>
勤め人として働く(就職)	<p>雇用就農 × 専業農家</p> <p>自分の裁量はききにくいですが、雇い主から給料をもらいながら働くことで、一定の収入を得られる比較的ハードルの低い関わり方です。</p> <p>【イメージ】</p> <p>個人経営又は法人経営の生産者の下で、労働者として働く。</p> <p>【メモ】</p> <p>農業においても、労働者を雇い入れる場合は労働基準法が適用され、雇用契約書や労働条件通知書によって、労働条件を明示しなければなりません。雇用就農を検討する場合は、参考にしてください。</p>	<p>雇用就農 × 兼業農家</p> <p>それぞれの雇用主の理解が必要になる点でハードルがありますが、一定の収入を得られる関わり方です。</p> <p>【イメージ】</p> <p>会社員をしながら、休日は地域の集落営農組合で、農機のオペレーターとして収穫作業等を手伝う。</p>

農家の生活

【年間営農スケジュール例】

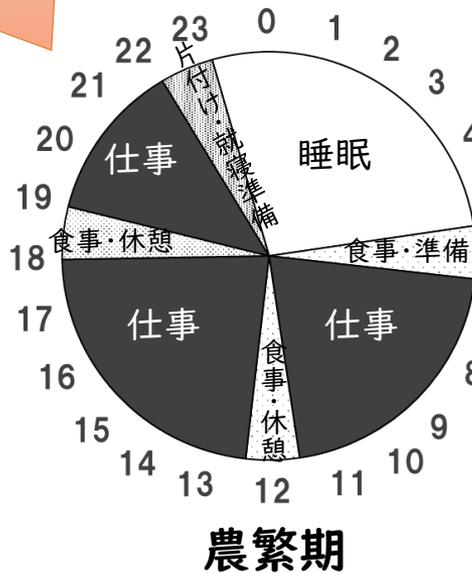
作物名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水稲 (キヌヒカリ)			☆ (追加払)		○ →	△ →	→ →	→ →	■ ☆ (一時払)			
たまねぎ (ターザン)	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	■	☆			○ → →	→ →	→ → △
キャベツ (輝岬)	→ ■	■ ☆	☆						○ → △	→ →	→ →	→ →
いちじく (柘井ドーフィン。収穫は 定植後2年目から)	→ →	→ →	△ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →	→ →
繁閑	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

○:播種 △:定植 ■:収穫 ☆:入金

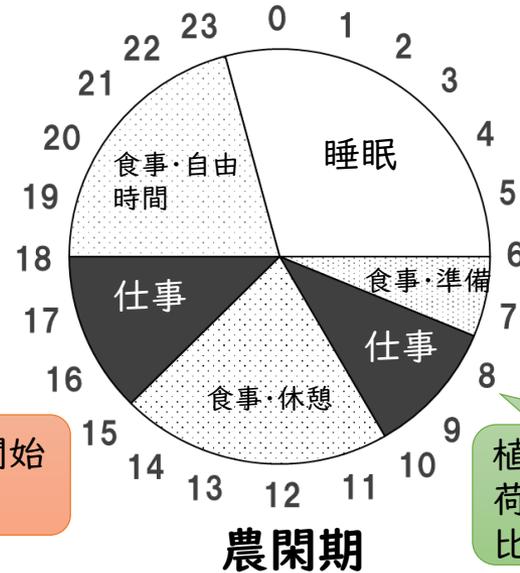
【1日のスケジュール例】

収穫物の調整作業(箱詰めなど)で夜も作業が多くなります

7月が農閑期になることが多いです



もっと早くから作業を開始することもあります



植え付けや収穫・出荷作業がないときは比較的余裕が出ます

地域活動の一年

● 地域活動は、町内会、隣保、田主などの様々な単位で、年間を通じて行われています。

【ある集落の年間のスケジュール例】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
寄合的な動き	★ 役員会 ★ 集会所清掃	★ 役員会 ★ 集会所清掃	★ 総会 ★ 集会所清掃	★ 役員会 ★ 集会所清掃								
行事的な動き				★ だんじり(祭り)	★ 豊作祈願祭		★ 半夏生参り	★ 蒸し干し(だんじり準備)	★ 感謝祭	★ 文化財の清掃活動	★ 道路清掃活動	
					★ 体育祭			★ 通学路の草刈り		★ 通学路の草刈り		
農業的な動き	→ かいぼり(10数年に1回)			→ 水路の補修	→ 水路の泥上げ	→ ため池の補修	→ 農道の補修	→ 水路・農道・ため池の草刈				→ 水路の草刈
								→ 水路の泥上げ			→ 水路の泥上げ	

※この集落では、町内会の役員となった人が毎月、役員会をしています。また、集会所の清掃は、集落内にある隣保で輪番制で行っています。
 ※「かいぼり」とは、ため池の水を抜き、一定期間干して清掃する維持管理作業です。

農地の貸借・売買の流れ

貸借のポイント

- ✓ 農地の貸借料には幅があり、洲本市の実例では、年間で10a当たり0円~1万円程度。

要件を満たしているかの確認や、申請に必要な書類の確認

農地の見つけ方、地主との出会い方

- 最も堅実な方法は、人づてに紹介をもらいながら探すことです。
- 地縁が無い人であっても、市内の親方農家の下で研修を続ける中で、徐々に繋がりを広げていくことは可能なので、農業技術を学びながら、地域で信頼関係を築いて、農地や地主を探しましょう。

貸借・売買で農地を手に入れたら

- 周辺の農地や農作物に悪影響を与える農業はしてはいけません。
- 田主入り(給水代金等の負担、草刈り等の共同維持管理)が必要です。
- 地域の共同活動(獣害対策や共同清掃活動)への参加が必要です。

売買のポイント

- ✓ 購入する農地は、全て農業に使用しなければならない。
- ✓ 年間150日以上農業に従事する日を確保する必要。

まずは、農地を借りるところから

- 一旦購入した農地を手放すのは、非常に困難です。
- まずは、借りるところから始め、経営の見通しが立ってから購入を検討しましょう。
- 農地の権利者の事情の変化や相続によって、急に営農が出来なくなるリスクがありますので、農業委員会や農地中間管理機構を通じてしっかりと権利設定をしてください。
- また、いきなり大きな面積を借りても農地の管理は大変です。
- 例えば、草刈りを怠ると病害虫の発生などで周辺に迷惑をかけるので、親方農家に助言をもらいましょう。

地主との話し合い

時間をかけて丁寧に

農業委員会への事前相談

各種申請書類の準備

農業委員会への申込

毎月5日*

農業委員会による審査

毎月22日

《借りる場合》

利用権の設定

翌月1日~

完了

《購入する場合》

許可書の発行

同月23日~

法務局への所有権移転登記

完了

販路別の強みと弱み

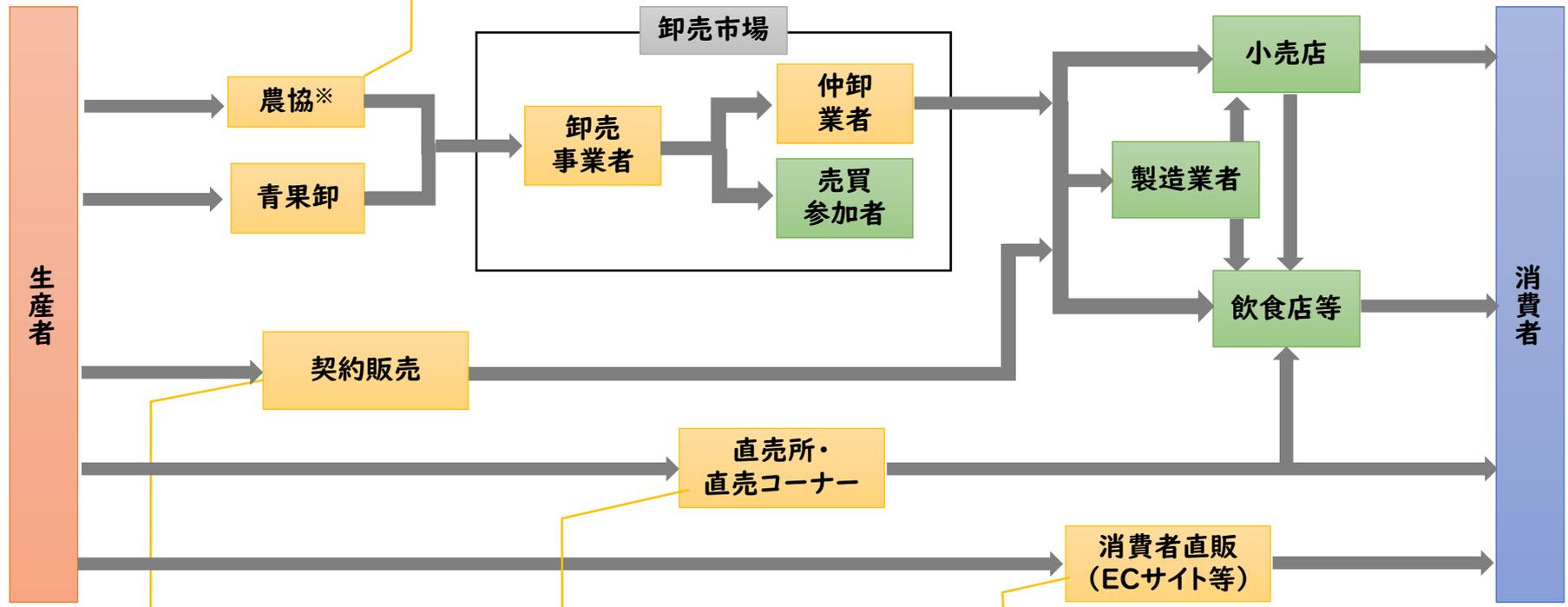
● 品目によって、選択できる販路には違いがあります。また、販路別に強みと弱みがあるので、十分に検討が必要です。どれか一つに依存するよりも、複数の販路を持つようにするとカバーし合える可能性もあります。

(米・野菜・果樹の場合)

- 荷造りや撰果等の負担軽減
- 交渉や決済の手間、代金未回収が無い
- 価格暴落時のセーフティネットがある
- 価格は市場価格に連動
- 生産者毎の差別化はできない
- 規格や出荷資材等のルールがある

【※メモ】淡路日の出農協の取扱品目

- 水稲: コシヒカリ、キヌヒカリ、ヒノヒカリ、きぬむすめ、もち米
- 野菜: たまねぎ、ピーマン、キャベツ、レタス、はくさい、ブロッコリー、いちご
- 果樹: イチジクのみ



- 契約先によっては差別化が可能
- 計画生産が可能
- 天候不順や鳥獣害等による欠品等は基本的に行えない
- 契約先との交渉等の手間、契約先の都合で継続が不安定

- 生産者毎の差別化が可能
- 生産者が販売単価を設定できる
- 商品開発、ラベル貼り、販売店への運送・陳列、売れ残りの引取等の手間が必要
- 自己責任の範囲が広い

- 生産者毎の差別化が可能
- 生産者が販売単価を設定できる
- 商品開発、包装、消費者毎の配送作業等の手間が必要
- 自己責任の範囲が広い

役立つ資格

種類		概要	受験資格
運転免許	普通自動車免許	普通自動車を公道で運転する場合に必要。 小型特殊免許もセットになっているため、小型のトラクターは運転可能（軽トラは、マニュアル車の方が価格が安いことなどから、マニュアル免許を推奨。）	18歳以上
	小型特殊免許	以下の車両を公道で運転する場合に必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・全長4.7m以下 ・全幅1.7m以下 ・ヘッドガードの高さ2.8m以下 ・全高2.0m以下 ・最高速度15km/h以下 （農耕用の車両は、最高速度が35km未満の場合、大きさの制限はない。）	16歳以上
	大型特殊免許 （農耕車限定）	以下の車両を公道で運転する場合に必要。 <ul style="list-style-type: none"> ・全長4.7m以上 ・全幅1.7m以上 ・ヘッドガードの高さ2.8m以上 ・全高2.0m以上 ・最高速度15km/h以上 	18歳以上
	フォークリフト資格	私有地・公道に関わらず、フォークリフトによる荷物の積み下ろしをする場合に必要（公道を運転する場合は、小型特殊または大型特殊が必要）。	18歳以上
その他	農業簿記	農業特有の勘定科目や慣習を考慮した会計処理に必要な基礎知識と、農業法人の会計処理、財務諸表作成に必要な知識を身につけるための検定。	特になし

保険や補償、年金制度

収入保険

▼概要▼

- 原則として全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。
- 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象としています。

▼詳細はコチラ▼

農林水産省HP(収入保険)



▼問合せはコチラ▼

NOSAIひょうご洲本淡路事務所



農業共済

▼概要▼

- 被災した農業者の損失を保険の仕組みによって補てんします。農業者が予め掛け金を出し合って、被害が発生した場合には、共済金を支払います。
- 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済など、様々な種類があります。

▼詳細はコチラ▼

農林水産省HP(農業共済)



▼問合せはコチラ▼

NOSAIひょうご洲本淡路事務所



指定野菜価格安定対策

▼概要▼

- 国民の消費生活上重要な野菜のうち、野菜指定産地内で生産され、登録出荷団体を通じて出荷した野菜については、価格低落時に補給金が交付されます。
- 洲本市では、JA淡路日の出が登録出荷団体となっていて、たまねぎ、秋冬はくさい、冬レタスが指定野菜です。

▼詳細はコチラ▼

農畜産業振興機構HP



▼野菜指定産地▼

近畿農政局HP



▼問合せはコチラ▼

JA淡路日の出



農業者年金

▼概要▼

- 年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金第1号被保険者であれば、どなたでも加入できる年金制度です。
- 保険料は全額が社会保険控除の対象となる他、認定農業者で青色申告者などの条件を満たせば、月額最大1万円の保険料補助があります。

▼詳細・問合せはコチラ▼

洲本市農業委員会

